

平成27年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回臨時会

会 議 録

平成27年8月24日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会 会議録

平成27年8月24日(月) 午後3時開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

議事日程〔第1号の2〕

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 副議長選挙

日程第 7 承認第1号 専決処分の承認を求める件（鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件）

日程第 8 同意第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件（議員選出監査委員）

日程第 9 同意第2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件（識見監査委員）

日程第10 鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(13人)

1 番 森 博 幸 議員	2 番 仮 屋 秀 一 議員
3 番 西 平 良 将 議員	4 番 前 之 園 正 和 議員
5 番 上 野 一 誠 議員	7 番 本 田 修 一 議員
8 番 上 村 環 議員	10 番 菊 永 忠 行 議員
11 番 笹 山 義 弘 議員	12 番 湯 之 原 一 郎 議員
13 番 西 牟 田 徹 也 議員	14 番 楠 元 忠 洋 議員
15 番 水 口 孝 俊 議員	

欠席議員(7人)

6 番 本 坊 輝 雄 議員	9 番 朝 山 毅 議員
16 番 名 越 修 議員	17 番 日 高 好 作 議員
18 番 鎌 田 愛 人 議員	19 番 徳 田 康 光 議員
20 番 琉 理 人 議員	

説明のため出席した者(11人)

広域連合長 岩 切 秀 雄 君	副広域連合長 川 添 健 君
事務局長 前 田 慎 一 君	事務局次長 田 中 逸 朗 君
総務課長 有 村 哲 君	業務課長 福 永 典 明 君
総務課主事 脇 美 奈 子 君	業務課主査 川 東 祐 介 君
業務課主査 岩 元 千 鶴 君	業務課主事 菊 田 み ゆ き 君
業務課主事 前 原 元 紀 君	

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 竹 山 里 華 君

＝開会：午後３時００分＝

○事務局長（前田 慎一君） 臨時会の開会に先立ちまして、御説明申し上げます。

本日は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長選挙が行われますまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、楠元忠洋議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

楠元議員、議長席の方へよろしくお願いいたします。

〔楠元忠洋議員 議長席に着席〕

○臨時議長（楠元 忠洋君） ただいま、御紹介いただきました楠元忠洋でございます。

地方自治法第１０７条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（楠元 忠洋君） これより、平成２７年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第１回臨時会を開会いたします。

座って進行させていただきます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○臨時議長（楠元 忠洋君） それでは、日程第１「仮議席の指定」を行います。

議事の進行上、仮議席として、ただいま、御着席いただいている議席を指定いたします。

○臨時議長（楠元 忠洋君） 次は、日程第２「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選とし、指名の方法については、臨時議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（楠元 忠洋君） 「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

議長に、仮屋秀一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました仮屋秀一議員を議長の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（楠元 忠洋君） 「御異議なし」と認めます。

よって、指名いたしました仮屋秀一議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました仮屋秀一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、新議長の仮屋秀一議員を紹介いたします。

仮屋秀一議員。

〔仮屋秀一議員 起立〕

○議長当選者（仮屋 秀一君） ただいま、皆様方の温かい御推挙によりまして、議長として選任をしていただきました、鹿児島市議会議長の仮屋秀一でございます。

広域連合議会の円滑な運営が図られますよう、そしてまた、高齢者の方々が安心して医療を受けられますよう、議長としての職責を公平・公正に務めてまいり所存でございます。

つきましては、今後も皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、議長就任に際しましてのごあいさつとさせていただきます。皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔仮屋議長 着席〕

○臨時議長（楠元 忠洋君） ありがとうございます。

以上をもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

この間の御協力、まことにありがとうございました。

それでは、仮屋秀一議長、議長席にお着きを願います。

〔臨時議長 楠元忠洋議員 自席に着席〕

〔仮屋議長 議長席に着席〕

○議長（仮屋 秀一君） この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配布いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告が提出されております。

ただいまからの議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程〔第1号の2〕のとおりであります。

○議長（仮屋 秀一君） それでは、日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定いたします。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号1番 森博幸議員及び議席番号11番 笹山義弘議員を指名いたします。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第6「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、指名の方法については、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

副議長に、西牟田徹也議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました西牟田徹也議員を副議長の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 「御異議なし」と認めます。

よって、指名いたしました西牟田徹也議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました西牟田徹也議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、新副議長の西牟田徹也議員を紹介いたします。

西牟田徹也議員。

〔西牟田徹也議員 起立〕

○副議長当選者（西牟田 徹也君） 議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、副議長に選任いただきました湧水町議会議長の西牟田徹也でございます。

広域連合議会の副議長という立場から、議長を補佐し、全力をもってその職責を果たし、議会の公正・公平な運営がなされるよう務めてまいる所存でございますので、議員の皆様方の御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。副議長就任のあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔西牟田徹也議員 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。広域連合長の薩摩川内市長の岩切と長島町長の川添副連合長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、一言ごあいさつをいたします。

平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会の開会に

あたり、一言ごあいさつを申し上げます。

一般選挙後初めての議会開催にあたり、議員の皆様方には、大変御多用な中、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、議長・副議長に選任されました御二方に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

また、後期高齢者医療制度につきましても、議員の皆様方をはじめ、関係機関の御理解・御協力のお陰を持ちまして円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げます。

さて、本年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、持続可能な医療保険制度の構築に向け、医療保険制度の財政基盤の安定化や医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保等の措置が講じられることとなっております。

広域連合といたしましては、国の動向を注視し、高齢者の方々が安心して医療を受けられることができるよう現行制度の円滑な運営に努めるとともに、被保険者の皆様の健康の維持・増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、条例の一部改正の専決処分の承認のほか、監査委員の選任同意の議案を提案いたしておりますので、何卒、慎重な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

なお、本日は台風15号のため、朝山奄美市長をはじめ奄美群島の方々方が御欠席でございます。しかし、定足数に達しましたので、開会させていただきました。よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求める件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 承認第1号「専決処分の承認を求める件」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、今回、これを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容につきましては、2ページ、3ページに記載しておりますが、条例の改正内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

議案書の4ページ、5ページをお開き願います。

後期高齢者医療の保険料につきましては、低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の額が一定以下の場合に、保険料のうち被保険者均等割に係る部分について、その額の7割、5割または2割を軽減する措置が講じられているところでございます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正による被保険者均等割額の軽減対象の拡充に伴うものでございまして、条例の第15条第1項第2号において規定しております5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を24万5千円から26万円に改めるとともに、同条同項第3号において規定しております2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改めたものでございます。

今回の条例の改正の基となりました高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布が本年3月4日で、施行期日が4月1日であったため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

4番 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 4番 前之園です。

本議案については、専決の理由、内容ともに、だいたい理解するところ
であります。この機会でもありますので、専決ということについて、そも
そもどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

と言いますのは、本来、議案は年2回の定例議会で議決をし、執行される
ということになるわけですが、なにせ年2回ですので、その他急を要する
ものがあれば、臨時議会を招集ということになりますし、それにも暇がな
いということについては、今回のように専決ということになるかと思いま
す。

そこで、そういうことはないわけでもありますけれども、安易に専決とい
うことが先行されると良くないわけで、可能な範囲で臨時議会を招集とい
うことになろうかと思うんですが、そのあたりについて運用上どのように
考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） ただいま、前之園議員のほうから御指摘がござ
いましたように、私どもといたしましても、この議会におきまして議決を
いただく案件につきましては、なるべく定例会を開催いたしまして、ある
いは定例会が無理なようであれば、臨時会を開催いたしまして、
その議決を得るということで考えているところでございます。

ただ、今回の場合は、この条例改正の基となりました政令のほうの公布
が3月4日という時期でございました。

その改正の内容につきましては、4月1日からの施行ということで、こ
れは急がなければいけないと。

各広域連合議会議員の皆様におかれましては、それぞれの市町村長さん、

あるいは市議会、町村議会の議長さんなり議員の方々にいらっしゃいます。

この3月という時期は、ちょうどそれぞれの市町村でまた議会が開催されている時期でございまして、臨時会を私どものほうで開催する、なかなかその調整が図れなかったということもございまして、そういった時間的な余裕がなかったということで、今回、やむを得ず専決処分に至ったわけでもございまして、私どもといたしましても基本的には、できる限り会を開きまして、議会で議決をいただく案件につきましては、きちんとした議決を得たいというふうに考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより表決に入ります。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求める件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は承認されました。

○議長（仮屋 秀一君） 次に、日程第8 同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、水口孝俊議員の退席を求めます。

[水口孝俊議員 退席]

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） お手元の議案書の7ページをご覧ください。

同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」について、御説明申し上げます。

当広域連合の監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため、提案するものであります。

選任したい方は、鹿児島県肝属郡錦江町神川18番地1 水口孝俊さんで、昭和24年12月16日生まれであります。

なお、略歴につきましては、錦江町議会議長様でございます。

以上で説明を終わります。

御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより、同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

水口孝俊議員の入場を求めます。

〔水口孝俊議員 再入場、着席〕

○議長（仮屋 秀一君） 次に、日程第9 同意第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 議案書9ページをご覧ください。

同意第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由を御説明いたします。

当広域連合の監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任する監査委員につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があります。

選任したい方は、鹿児島市伊敷台4丁目13番5号 森征一郎氏で、昭和19年4月22日生まれでございます。

なお、略歴につきましては、南九州税理士協同組合理事長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより、同意第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第10 「鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、指名の方法については、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、まず選挙管理委員として、

鹿児島市星ヶ峯4丁目20番1号 安田雄一君

鹿児島市西田3丁目9番12号 本村靖雄君

鹿児島市喜入中名町1397番地23 都筑綾子君

鹿児島市吉野町6240番地8 田畑健一郎君

同補充員として、

鹿児島市西田1丁目5番地9 第5鶴丸ハイツ1305号 山元宏君

鹿児島市易居町5番1-1402号 白鳥努君

鹿児島市西田2丁目20番8号 山野眞理君

鹿児島市高麗町42番17号

ガーデンハイツ高麗202号 片桐資津子君

をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました8名の諸君を、それぞれ選挙管理委員及び同補充員の当選人として決定し、補充員の順位については、山元、白鳥、山野、片桐君の順位とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 「御異議なし」と認めます。

よって、いずれもそのように決しました。

なお、ただいま当選されました諸君には、本職より会議規則第32条第2項の規定により、後ほど告知いたしますので、御了承願います。

以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 臨時会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも御承認及び御同意を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも、関係各機関・団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも、制度の運営について、御理解・御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時25分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 楠元 忠洋

議長 仮屋 秀一

署名議員 森 博幸

署名議員 笹山 義弘